

教育ローン（㈱ジャックス保証）

（令和7年4月1日現在）

商品名	教育ローン（㈱ジャックス保証）									
ご利用いただける方	○お借入申込時の満年齢が 20 歳以上であり、ご完済時の満年齢が 75 歳以下の方。 ○安定・継続した収入がある方。 ○借換の場合は、借換対象ローンで直近 6 ヶ月以内に返済遅延がない方。 ○当 J A が指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ○その他当 J A の定める条件を満たしている方。									
資金使途	○幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院とし、資金使途は以下の通りとします。ただし、事業性資金、借入金返済、投機等不健全な資金を除きます。 ○入学、在学中に必要な教育資金 入学金、授業料、家賃、その他生活費（仕送り含む）等教育に関する全ての資金。 ○支払い済みの教育資金 申込受付前 3 ヶ月以内に現金で支払った教育資金で、その金額が領収書で確認できるもの。 ○教育ローンの借換資金									
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）、かつ所要額以内とします。 ○借換資金のみの場合は、残存一括償還金額が上限となります。									
借入期間	○6 ヶ月以上 16 年 10 ヶ月以内（元金据置期間含む・元金据置期間含む）（1 ヶ月単位） ○借換資金のみの場合は、残存償還期間を上限とします。 ○元金据置期間の上限は、次のとおりです。 ・初回ご融資日からご融資対象入学前の 7 ヶ月以内 ・卒業予定年月までの在学期間以内 ・卒業後の 3 ヶ月以内									
借入利率	○つぎのいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 1.0% の保証料を含みます。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。									
返済方法	○元利均等返済とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（お借入金額の 50% の範囲内とし、毎月返済方式に加え年 2 回ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。 ※変動金利型の返済額は、貸付利率の変更の都度、再計算して新しく定めます。									
担保	○不要です。									
保証人	○㈱ジャックスの保証を受けていただきます。 ただし、㈱ジャックスが必要と認めた場合、連帯保証人が必要となります。									
団体信用生命共済（保険）	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table><tr><td>団体信用生命共済（保険）名</td><td>加算利率</td></tr><tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.3 %</td></tr><tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.5 %</td></tr><tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.5 %</td></tr></table>		団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.3 %	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.5 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.5 %
団体信用生命共済（保険）名	加算利率									
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.3 %									
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.5 %									
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.5 %									

9 大疾病補償 保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0. 3 %
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 各支店または本店金融共済部融資課（電話：0 2 5 8 - 3 5 - 1 3 0 8）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 本店金融共済部融資課または J A バンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：0 2 5 - 2 2 2 - 5 5 3 3） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当 J A および㈱ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A えちご中越